

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と、内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R4.3.18）

項番	分類	ご質問	回答
1	政策上の位置付け	本システムの政策上の位置付けについて教えてください。	本システムは、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等に位置付けられており、「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」でマイナンバーカードを活用してオンライン化すべき手続きとして、令和4年度中に市町村が取り組むこととされている「罹災証明書の電子申請」についても対応したシステムとなっています。
2	政策的位置付け	被災者支援、福祉防災は自治体ごと対応のムラを出さないことが重要と考えますが、導入の有無による対応格差が生じる想定はされているのでしょうか。	被災者支援関連システムの導入の有無による自治体の災害対応に格差が生じることを防ぐため、クラウド型被災者支援システムについては、被災者支援関連システムを未導入の自治体に導入を進めていただくよう、内閣府において開発を進めてきたところです。
3	システム導入による効果	本システムの導入効果について教えてください。	本システムの導入効果は、 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成に当たって、住民基本台帳や福祉システムの情報の利用による更新業務の正確性の確保や自治体職員の省力化が可能となること ・住民基本台帳のバックアップデータから基本4情報（氏名、性別、住所、生年月日）を、自治体の福祉システムから要介護度等の情報を被災者台帳のシステムに簡易に取り込むことができ、被災者台帳のベースを迅速に作成できること ・避難所では、マイナンバーカードを活用した入退所管理による受付業務の簡略化や、受付時の密の回避、避難行動要支援者の避難状況を容易に自治体職員が把握可能となること ・罹災証明書、被災証明書について、被災者がマイナンバーカードを活用して自宅や遠隔地からの電子申請やコンビニ交付が可能となること ・マイナンバーカードを活用して、全国のコンビニ等で住民票、印鑑登録証明書を交付を行うことが可能となること 等 自治体職員の被災者支援業務の迅速化・効率化や、被災者に対して、支援漏れがなく利便性の高い行政サービスを提供することが可能となります。
4	システム導入による効果	避難行動要支援者関連機能の「個別避難計画の作成補助」においては、個別避難計画の作成業務の効率化が可能なのでしょうか。	自治体の住民基本台帳や福祉情報システム（要介護情報など）等から、必要な情報を個別避難計画のフォーマットに、簡単かつ正確に取り込む機能や、修正箇所を確認できる機能等があり、個別避難計画の作成・更新業務の効率化が可能となります。また、ハザードマップ上、危険な場所に住む人を抽出するとともに、地図上に住まいを表示することができる機能を今後開発することとしており、個別避難計画の作成の優先度の高い人の検討を迅速に行うことができます。 この他、 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者と個別避難計画の自治体独自項目を簡単に追加できます。 ・個別避難計画について、作成者全員を対象に検索できます。（エクセル等では、一人一人別々に作成していると考えられるため、検索は困難です。） ・避難所関連機能を使用し、避難行動要支援者が避難所の避難者として、あるいは避難所外避難者として安否確認できた場合、避難行動要支援者名簿でも安否を確認できます。
5	システム導入による効果	パターンA・Bの違いは何ですか。	パターンAは住民基本台帳と自動でのデータ連携がされているのに対して、パターンBは利用時に個別に住民基本台帳等データの移し替えの対応が必要となります。なお、罹災証明書のコンビニ交付はパターンA・Bのどちらでも可能ですが、平時から住民票及び印鑑証明書のコンビニ交付を希望される場合は、パターンAのみが対応しております。
6	システム導入による効果	クラウド型被災者支援システムでのコンビニ交付ではどのような証明書が発行できる予定でしょうか。住民票、戸籍謄本、罹災証明、平時でも利用できるのでしょうか。パターンAでコンビニ交付できるのは、住民票と印鑑登録証明書だけでしょうか。（税証明等は対象外でしょうか。）	パターンAの場合は、平時からの住民票、印鑑登録証明書の発行に加え、災害時における罹災証明書、被災証明書の発行が可能ですが、税証明書等は対象外となります。 パターンBの場合は災害時における罹災証明書、被災証明書の発行が可能となります。
7	システム導入による効果	このシステムの導入には、BCL（自治体基盤クラウドシステム）の加入は必須でしょうか。また、J-LISが無償で配布している被災者支援システム（オンプレ版）と、クラウド環境以外に、市町村のメリットとして、どのようなことがございますでしょうか。	クラウド型被災者支援システムの導入については、説明会の資料2「地方財政措置の概要」のとおり、パターンA・Bの2つがあります。パターンAは、BCLのうち、コンビニ交付の機能（住民票等）とクラウド型被災者支援システムの機能（罹災証明書のコンビニ交付を含む）となります。また、パターンBは、BCLのうち、クラウド型被災者支援システムの機能（罹災証明書のコンビニ交付を含む）です。なお、クラウド型被災者支援システムの市町村のメリットとしては、説明資料1のP6に記載の通り、住基情報の利用等による要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新等業務の正確性の確保・省力化等や、マイナンバーカードを活用した罹災証明書等の電子申請・コンビニ交付が可能となることにより、窓口対応業務の負担軽減等があげられます。
8	システム導入による効果	住民票等のコンビニ交付をすでに行っていますが、証明書発行サーバを町で委託している場合はどのような対応が必要でしょうか。	クラウド型被災者支援システムの導入に際して、既存の住民票等のコンビニ交付を継続する場合は、パターンBでの利用方法となります。パターンBの場合、住基システムから住基データをCSVファイルで出力し、クラウド型被災者支援システムに手動で取り込む必要があります。
9	費用負担関係	既にコンビニ交付を行っている場合の導入費用はどの程度となりますか。	既存のコンビニ交付を継続する場合はパターンBでの利用となります。その場合、住基システムからCSVファイルを作成していただくための改修は必要になるものと想定しておりますが、8,000千円ほどの費用は掛からないと考えております。
10	費用負担関係	パターンBの場合、コンビニ交付サービスの運営負担金に対する特別交付税措置は対象外でしょうか。	対象外となります。
11	費用負担関係	利用料について、中間サーバ交付金負担のように、本体基盤の更新時に、新たな負担が発生することはないでしょうか。	将来的な負担増について特に予定はありません。
12	費用負担関係	クラウド型バックアップセンターの利用料について、人口規模での設定となっておりますが、利用申請分に応じた料金設定（従量課金）はできないのでしょうか。	利用料は基礎額と人口比例額の合計により算出することとしております。
13	費用負担関係	説明会の資料2「地方財政措置の概要」の別紙2「クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について」の下部に記載のある「自治体の費用負担の例」の項目について質問です。パターンAの「令和4年度＜1+2（1）+2. 2＞」ですが、規模の小さい市町村の方が費用負担額が大きいのはなぜでしょうか。	導入経費のうち、システム改修費用については、住基システム事業者に見積もりを依頼していただく必要があるため、必ずしも人口に比例しないものと考えております。
14	費用負担関係	法改正で改修が必要になった場合、別途費用が必要になりますか。改修費用を考慮して毎年の利用料が設定されているのでしょうか。	法改正により入力事項が増え、クラウド型被災者支援システムの修正が必要になる場合、国等において対応するため自治体の追加負担は想定していません。
15	費用負担関係	パターンBのように既存の被災者支援システムと連動させる場合、既存システムで改修が発生しないようご配慮いただけるのでしょうか。	既存の被災者支援システムとのデータ連携に当たっては、既存システム側で出力いただくデータの形式等の調整が必要となります。このため、基本的には既存システム側での改修が発生します。ただし、パターンA・Bのいずれについても、オンライン自動連携（SOAP等）など改修費が高額となる連携仕様ではなく、単純なファイル受け渡しの仕様とすることで、改修費が低額となるよう配慮した設計をしております。
16	費用負担関係	コンビニ交付サービス運営負担金について、本市はすでに住民票等のコンビニ交付を実施していますが、これとは別に罹災証明分の負担金が必要ということでしょうか。	運営負担金については、コンビニ交付実施済み団体がクラウド型被災者支援システムの利用を開始するにあたり、二重に負担していただくことはありません。
17	費用負担関係	他社で開発した被災者システムを管内市町村で導入済みです。当該システムを国クラウドと連携させてコンビニ交付機能を追加することを検討しておりますが、発生する費用はコンビニ交付運営負担金以外にはありますか。またクラウドの詳細仕様を実際に提供いただけるのはいつ頃でしょうか。	既存システムとの連携の場合についても、住基データをクラウド型被災者支援システムに取り込む必要があるため、パターンA・Bのいずれかで導入していただくこととなります。その場合の導入費用は、市町村ごとに必要になるものと考えております。また、運用費用として、運営負担金の他、市町村ごとにシステム利用料を負担していただくこととなります。 なお、システムの詳細仕様が完成するのは3月中目途になると考えております。
18	費用負担関係	J-LISでは今後、財政的な負担を抑制するため、利用料の見直しを検討するつもりはありますか。	利用料につきましては、利用団体の状況等も勘案して設定していくものと考えております。
19	費用負担関係	ユーザーが増えることによって、ランニングコストが将来的に減額する可能性はありますか。また、導入までの間、もしくは、導入を見送った場合に従来のJ-LISご提供のシステムへのサポートは継続されますか。	将来的な利用料の減額について、可能性はありますが、現時点で決まっていることはありません。また、既存のJ-LIS提供の被災者支援システム（オンプレ版）は、今後、当面は継続していく予定としています。

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と、内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R4.3.18）

項番	分類	ご質問	回答
20	費用負担関係	導入時期によって費用が変更となる可能性はありますか。また、令和5年度以降に本システムを導入する場合、特別交付税措置（1/2）の対象外ですか。	現時点で、システム導入費用の変更の予定はありません。また、「マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置（1/2）」は現在、令和4年度導入分のみが対象となっています。なお、令和5年度以降導入分に係る措置については現在、未定です。
21	費用負担関係	システム導入費用数百万円は、一市町村一度のみでしょうか。複数部局でシステムを使用することになると思われますが、ランニングコストは各部局のシステムごとに毎年かかることになるのでしょうか。	導入費用については、初年度のみとなります。また、ランニングコストについては、複数又は単一の部局での利用に関わらず、1団体当たりの費用となります。
22	費用負担関係	令和7年度の標準化に伴いシステム改修が必要になるのでしょうか。その際の費用については、交付税措置の対象になるのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムについて、令和7年度の標準化に伴う対応は現時点で予定している事項はありません。状況を勘案し、必要な対応を行っていくものと考えております。
23	費用負担関係	当部局としては避難行動要支援者関連システムしか使用しないのですが、その場合も年間百数十万円程度のランニングコストがかかりますか。	機能に応じた利用料設定は無く、一律の利用料をご負担いただくこととしておりますので、ご了承ください。
24	費用負担関係	現在のコンビニ交付（民間委託）と今回の被災者支援システムでのコンビニ交付との関係性や費用面について考えや資料提供をいただきたい。	クラウド型被災者支援システムでは、罹災証明書と被災証明書のコンビニ交付が可能となります。既存のコンビニ交付（民間委託）では、罹災証明書・被災証明書のコンビニ交付には対応しておりません。
25	費用負担関係	自治体ごとに金額が異なりますが、見積もりはどのように依頼したらいいのでしょうか。	改修のために必要となる仕様等について現在詳細を検討中ですが、その仕様を住基ベンダ等に示して見積もりを依頼することになるものと考えております。
26	費用負担関係	クラウド型被災者支援システムの一部の機能のみを利用することはできますか。できる場合、費用は安くなりますか。	クラウド型被災者支援システムについて、利用したい機能だけを利用いただくことは可能です。例えば、被災者台帳のシステムを既に導入している場合、避難行動要支援者関連機能のみや、罹災証明書のコンビニ交付のみを利用することもできます。ただし、料金は、システム全体を利用するものとして設定しており、その額を支払っていただくこととなりますが、クラウドシステム本体の開発費を国が負担していますので、その分自治体負担は低減されていると言えます。
27	地方財政措置関係	システムの導入・運用に係る費用負担に対し、どのような財政支援がありますか。	システムの導入経費及びコンビニ交付関係の運用経費等について、特別交付税措置（1/2※）があります。特に導入経費（住基データの取り込みのためのサーバーの設置等と一体的に行う場合）については「緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税措置率70%）」が活用できます。 （※）マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置(1/2)
28	地方財政措置関係	緊防債は、今回のクラウド型システム以外のシステムを導入した場合は適用されるのでしょうか。	緊防債は、本クラウド型被災者支援システムのみを対象としたものではありませんが、他のシステム整備については、その具体的な内容を踏まえ、適性の有無をはじめ、地方債同意基準等で確認してください。
29	地方財政措置関係	活用例で説明された内容も整備費の費用の中に含まれるのか。	住民基本台帳からデータをクラウド型被災者支援システムに取り込む場合のサーバーの設置等の費用については、整備費としております（ただし、20日の説明会では金額に関する記載は削除しております）。
30	地方財政措置関係	整備費で計上している費用で、避難行動要支援者名簿・個別避難計画の策定などのシステムも含まれるのか。	システム利用料には、避難行動要支援者名簿・個別避難計画の策定などのシステムも含まれます。
31	地方財政措置関係	整備後に必要な費用に係る、その他地方財政措置についても検討中ということだが、特別交付税なども検討しているのでしょうか。	現在、総務省と協議中です。
32	地方財政措置関係	パターンBで導入した場合に、既存システムとのデータ連携等で費用が発生することになるとは思いますが、その費用は緊急防災・減災事業債の対象となるのでしょうか。	データ連携のみではなく住基データの取り込みのためのサーバーの設置等と一体的に行う場合の導入経費は、緊急防災・減災事業債の対象となります。
33	地方財政措置関係	令和4年10月から利用開始した場合の数字が例として示されていますが、緊防債は令和7年度までに導入すれば活用できるという認識でよいのでしょうか。	ご認識の通りです。なお、説明会の資料2「地方財政措置の概要」の別紙2「クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について」の下部の、令和4年10月から利用開始をした場合の試算については、「マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置（1/2）」によるものとなっておりますので、緊防債を活用される場合は、措置の額が異なりますので、ご注意ください。
34	地方財政措置関係	令和4年度導入分のみ特別交付税措置は、令和4年度中の補正でも可能でしょうか。	「マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置（1/2）」については、補正でも活用可能です。
35	地方財政措置関係	緊防債は令和7年度導入まで対象とありましたが、コンビニ交付サービスのうち、マイナンバーカードの多目的利用に係る特別交付税措置は令和4年度導入分のみとありますが、令和5年度以降に追加する場合はその部分は対象とならないということでしょうか。	「マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置（1/2）」は、令和4年度導入分までの措置です。令和4年度導入分については、令和6年度までの3年間の措置となります。
36	地方財政措置関係	導入経費は緊防債、コンビニ交付サービスの運営負担金等のランニングコストはマイナンバーの多目的利用に要する経費に係る特交を活用するような併用は可能なのでしょうか。	可能と考えられますが、それぞれの対象経費を明確に区分していただくようお願いします。
37	スケジュール	運用開始時期はいつですか。	令和4年度から運用を開始する予定です。なお、導入手続きの詳細は別途、ご案内します。
38	スケジュール	令和4年度の補正予算でも対応可能でしょうか。導入までの具体的スケジュールについて教えてください。	令和4年度9月補正の場合、一般的には令和5年度からの導入が想定されます（詳細は内閣府又はJ-LISにご相談ください。）が、現在、「マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置（1/2）」の対象が令和4年度導入分とされていることや、緊急防災減災事業債が令和7年度までとされていることを踏まえ、早期の取り組みをお願いします。
39	スケジュール	令和4年度導入と令和5年度導入とで、メリットとデメリットは発生しますか。	導入費用の面ではあまり差は無いものと考えておりますが、「マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置（1/2）」は令和4年度導入までの場合に対象が限られています(令和5年度は未定)ので、ご注意ください。
40	システム全般	災害時、内閣府からExcelで避難所や罹災証明の進捗状況など、報告を求められますが、このシステムを使用すれば、報告は免除となるのでしょうか。（現状、県が運用するシステムを含め、様々なシステムがあり、市町村の負担を増やしたくないという思いがあります）	クラウド型被災者支援システムについては、導入市区町村単位でのご利用となり、国・都道府県による集計等はできないため、各種被害報告については、現時点では引き続き、ご協力いただければと考えております。本システムへ入力した避難所の開設状況の情報を、内閣府への報告に充てられるように開発することについては、今後の課題と考えています。 なお、本システムでは、被害状況（世帯数・物件数）や罹災証明書の発行状況を集計する機能がありますので、報告に係る作業負担の軽減が期待されます。
41	システム全般	道路や河川等の被害に係る地図や写真などの情報の登録も可能でしょうか。	クラウド型被災者支援システムは、道路や河川等のインフラ被害に関する情報を管理する機能は有していませんが、住家被害等に係る写真等を保存することは可能となっています。
42	システム全般	クラウドの管理は自治体がしなくてもいいという認識で問題ないでしょうか。	クラウド上の機器等の運用管理は、J-LISが行うこととなり、自治体で行う必要はありません。
43	システム全般	ネットワーク接続要件、およびセキュリティ要件（クライアント端末はマイナンバー系と同じような要件。）の資料は提供していただけるのでしょうか。	現時点では詳細を整理している段階ですので、令和3年度中にはご案内できるように準備していきたいと考えております。
44	システム全般	クラウド型被災者支援システムでのコンビニ交付でどのような証明書が発行できる予定ですか。住民票、戸籍謄本、罹災証明、平時でも利用できるのでしょうか。	パターンAの場合は、平時からの住民票、印鑑登録証明書の発行に加え、災害時における罹災証明書、被災証明書の発行が可能となり、パターンBの場合は、災害時における罹災証明書、被災証明書の発行が可能となります。
45	システム全般	住基上の住所をGISに取り込みハザードマップと重ねて災害危険地区に住んでいる要支援者の個別避難計画の作成支援を行うとのことですが、実際に住んでいる位置と合致しない方はどう処理していくのでしょうか。	災害対策基本法上、避難行動要支援者名簿に記載等するのは、「住所又は居所」とされており、「住基上の住所」ではありません。 このため、実際に住んでいる場所を避難行動要支援者名簿に記載等いただくことが可能であり、このことにより、「実際に住んでいる位置と合致しない」状況は回避されることとなります。
46	システム全般	罹災証明書の迅速な発行が被災者の早期生活再建に欠かせないと思うが、住家被害認定調査システムがこのシステムに入っているのでしょうか。	住家の被害認定調査結果については、被災者支援システムの被災住家等台帳に対象者を検索し、該当する調査回数（第1回調査、第2回調査等）に必要な事項を入力する流れとなります。 ご質問のような機能は有していませんが、全壊等被害の程度が明らか地域については、GIS機能を活用して、指定領域内の住家の被害を一括で登録することも可能です。
47	システム全般	市町村で既に別システムにてコンビニ交付を行っている場合でも、将来的にこのクラウドシステムへの移行は必須となるものなのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムの利用は、強制的なものではありません。
48	システム全般	訓練機能やデモで利用できる期間(使用期間)を設ける予定はありますか。	今後、デモサイトを実装予定としております。

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と、内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R4.3.18）

項番	分類	ご質問	回答
49	システム全般	被災者支援システムの申請管理システムとびったりサービスの申請管理システムは同一のシステムではないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 従来のびったりサービスでは、各地方公共団体がLGWAN-ASPサービスを調達して、LGWAN接続端末から申請データをダウンロードしておりました。これを改善するため、内閣府番号制度担当室（現デジタル庁）において、令和3年5月からマイナポータルにLGWANとの接続機能を実装し、全ての地方公共団体がLGWAN-ASPサービスを個別に調達することなく、オンライン申請を受け付けることが可能となりました。 クラウド型被災者支援システムの申請管理機能では、このマイナポータル（びったりサービス）の申請管理システムから申請データをダウンロードし、住民情報等を基に作成された被災者台帳との情報突合や、申請の受理・不受理の振り分け等の処理を行います。
50	システム全般	申請管理機能、または、被災者支援システムから、任意の内容のメールを送信できる機能はありますか。（申請内容の確認や連絡等が一連のクラウドシステムのみで完結できますでしょうか。）	申請管理機能における申請者へのメール送信については、①申請受理・不受理時、②手続完了・未完了に、定型文にて自動配信する機能を有しております。なお、①不受理時と②未完了については、メール本文に「理由」を掲載する欄があり、各市区町村において定型文の設定が可能です。
51	システム全般	現在、被害認定調査システムは未導入ですが、今後、被害認定調査システムを含めたシステムとなる見込みはありますか。	現時点では被害認定調査の追加機能は予定しておりません。
52	システム全般	内閣府の開発するシステムを用いないとマイナンバーの活用とコンビニ交付ができないのでしょうか。（民間のシステムの場合、対応不可なのでしょうか）	マイナンバーカードを活用した罹災証明書等の電子申請・コンビニ交付が可能な被災者支援関連システムは、現時点ではクラウド型被災者支援システムのみとなっておりますが、他のシステムとクラウド型被災者支援システムとの連携や、他のシステムにおいて必要な改修を行えば対応可能となります。
53	システム全般	コンビニ交付での証明書発行は住民からの申請ありきの仕組みでしょうか。住民がびったりサービスで行う申請を市区町村側で予め入力しておいて、証明書発行ができる段階で住民にお知らせしてコンビニで証明書を取得してもらうようなプッシュ型での使い方はできるのでしょうか。	コンビニ交付については、発行にマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書シリアルを用いており、こちらについては、びったりサービスでの申請時に当該申請者分を取得し、被災者支援システムに取り込んでおります。そのため、コンビニ交付を実施するに当たっては、びったりサービスでの申請が必要となります。 なお、住家の被害認定調査を先行して実施し、被災者支援システムに調査結果等が入力されていれば、窓口にて交付申請があった場合については、被災者支援システムに申請情報を直接入力することで即時交付が可能です。
54	システム全般	LGWAN等の通信回線が被災により使えなくなった場合、本システムは使えなくなるのでしょうか。	LGWAN網内の設備（装置）はいずれも冗長構成となるため故障発生時には1分未満で切替る仕様となっております。首都直下地震や南海トラフ巨大地震のような大規模な震災が発生した際、仮に東セキュリティGW（ゲートウェイ）の設備があるデータセンターが被災して機能不全となった場合は、西セキュリティGWに切替りますし、逆に西セキュリティGWが被災した場合でも、同様に東セキュリティGWに切替ります。 また、県WAN事業者及び回線提供事業者における回線ケーブル等が被災した（物理的に切断された）場合は、各事業者による復旧対応となるため、復旧までの期間、当該エリアにおいて使用不能となる可能性があります。なお、LGWAN等の通信回線が使用不能な場合は、被災者支援システムをスタンドアロンPCで利用可能とするための検討を行っております。
55	システム全般	大規模な地震または津波等の災害が発生した場合、通信手段の復旧まで時間がかかると考えられますが、オフライン上でもシステムの利用が可能でしょうか。また、システムの利用が不可であっても情報の確認・入力は可能なのでしょうか。	大規模な災害により通信手段が途絶する可能性に備え、避難者の入退所管理を行うシステムについては端末インストール型の避難所アプリとしております。 よって、一部の制約（事前に避難者候補者名簿がダウンロードされていない場合、マイナンバーカードでの突合が出来ないなど）は発生しますが、オフライン時でも端末にインストールされた避難所アプリに避難者の情報を入力し端末内に蓄積しオフライン時でもアプリの情報を閲覧することが可能です。 通信復旧後に、避難所アプリから蓄積したデータをクラウド型被災者支援システム側へアップロードをすることは可能となります。 そのほか、罹災証明書の申請・発行などの機能は、現状ではオンライン接続が必要となります。
56	システム全般	本システムの導入に当たり、各自治体で設定・改修が必要になる部分は具体的にどの部分になるのでしょうか。改めて詳しくお聞きしたいです。	改修のために必要となる仕様等については、現在詳細を検討中です。
57	システム全般	災害時の実際のシステム活用において、不具合等が生じた場合はどかがサポートいただけるのでしょうか。複数自治体での同時被災があった場合、十分な対応がいただけるのでしょうか。	サポートについては、体制が決まり次第ご案内いたします。
58	システム全般	システムに入力した内容を複数の職員がダブルチェックする機能や、庁内の決裁でも使用できる機能がありますでしょうか。	罹災証明書等の発行処理については、職員が被害認定調査結果等のデータ入力後、さらに罹災証明書等を発行可能とするフラグにチェックを入れることで、住民は罹災証明書等をコンビニ発行できる状態となります。そのため、罹災証明書等を発行可能とするフラグにチェックを入れる前に、職員が画面上で誤入力のチェックをしたり、入力済情報を印刷し、決裁処理に活用する運用が可能となります。 なお、システムそのものには、複数の職員がチェックしたことを入力する欄はありません。
59	システム全般	既存の被災者支援システムとは、別のシステムという認識でよいでしょうか。	別のシステムとなります。
60	システム全般	LGWAN回線が被災した場合にシステムの利用についてどのような形を想定していますか。	現時点ではシステムを利用するためにはLGWAN回線が必要となります。
61	被災者台帳	被災者台帳作成は、地図上から範囲指定して可能でしょうか。	被災者台帳作成に当たり、住家被害については、GIS機能を活用して指定領域内の被害を一括登録することが可能となっております。
62	被災者台帳	災害対策基本法上、被災者台帳の作成にあたり個人情報を利用することが可能ですが、被災者台帳「災害が発生した場合」に作成するものですが、平時から被災者支援システムへ個人情報を取り込む扱いは法的に問題ないという解釈でよろしいでしょうか。	クラウド型被災者支援システムの平時の利用については、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成、避難所の登録をするものであり、被災者台帳の作成は行うことができません。 被災者台帳は、災害が発生した場合に被災者台帳に住民情報を取り込むことにより作成するため、法的な問題はないものと考えています。
63	被災者台帳	被災者台帳作成に当たり、税システムから家屋台帳等の情報をシステムに連携する想定はありますか。	家屋情報等については、CSVファイルを使用してデータを手動にて一括登録することが可能です。
64	被災者台帳	被災者台帳を作成後に転入転出転居等があった場合、台帳に内容が自動で連携されますでしょうか。それともその都度個別にメンテナンスが必要でしょうか。	発災時に被災者台帳を作成した後の変更については、自動で反映されることはありません。転入・転出・転居等があった場合の変更の方法については現在検討中です。
65	被災者台帳	申請管理システムと被災者台帳の突合はシリアル番号（宛名番号ではなく）で行われるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、申請管理システムと被災者台帳の突合については、利用者証明用電子証明書シリアルで行われます。
66	被災者台帳	パターンBの場合、CSVでデータをアップロードした場合、それまでに入力したデータ（被災者台帳や個別避難計画等）は引き継がれるのでしょうか。	被災者台帳の福祉情報等を更新するためには、CSV形式のデータをアップロードする必要があり、それまでに入力した他のデータは引き継がれることとなります。 個別避難計画の更新にあたりCSV形式のデータをアップロードした場合、変更箇所が分かるように表示され、確認の上、更新を確認できます。確定させない限り、データは、システムの内部に保持され、引き継がれます。なお、確定の操作をしないで勝手に上書きされることはありません。 この機能は令和4年度途中で提供される予定です。機能が提供されるまでの期間は、更新前にバックアップデータを保存していただくことにより、CSVアップロード前のデータを引き継ぐことができます。
67	被災者台帳	被害調査結果の写真等資料は登録できますか。できる場合は容量の制限はあるのでしょうか。	写真等のデータについては、申請者ごとにシステムに保存することができます。容量制限については、検討中です。
68	被災者台帳	災害を切り替えると以前の災害の入力データ（写真・被害程度等）はどのように引き継がれるのでしょうか。	本システムでは、災害ごとに情報を管理していますので、災害間での情報の引継ぎ機能は有しておりません。
69	避難行動要支援者名簿	デモ画面に出ている「避難行動要支援者関連システム」の導入は別なのでしょうか。	お尋ねの「避難行動要支援者関連システム」は、クラウド型被災者支援システムの一部です。 なお、クラウド型被災者支援システムは、令和4年4月に予定されているサービス提供開始以降も順次、機能を追加することとしています。
70	避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者名簿や個別避難計画、被災証明書などは自治体毎に様式が異なると思います。これらについてはどのような対応となるのでしょうか。各自治体で追加費用をもって改修となるのか、毎年の利用料の範囲で対応していただけるのか。本システムで出力される様式があらかじめ指定されるのであれば、各自治体が今まさに様式を検討していることが無駄になりかねないので、気になっています。	クラウド型被災者支援システムの避難行動要支援者名簿や個別避難計画に関する機能は、記録できる項目を利用者が柔軟に設定できる仕様としています。記録する項目の追加や削除、項目の名称の変更が可能であり、これらの設定に費用は必要となりません。 また、クラウド型被災者支援システムにおける被災証明書の様式については、自治体の意見も伺いながら標準的な項目を作成しており、各項目について、被災証明書への表示・非表示の設定が可能です。
71	避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者名簿をGISデータを活用し、町会エリアや支所エリアごとに編集して出力することは可能なのでしょうか。	「GISデータ」の意図されているところが明らかではありませんが、町会や支所の住所情報で検索することにより、町会や支所ごとに避難行動要支援者を抽出し、出力することは可能です。

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と、内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R4.3.18）

項番	分類	ご質問	回答
72	避難行動要支援者名簿	GIS上に要支援者をプロットできるとありますが、自治会区域や民生委員区域などをシェイプデータで取り込むことは可能でしょうか。また、可能な場合、別途費用が発生するのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムは、「.shp」等のシェープファイルを取り込むことが可能です。別途費用は、発生しません。 「GIS上に要支援者をプロット」については、画面上に地図を表示し、避難行動要支援者名簿の情報に基づき避難行動要支援者の住所又は居所の情報を重ね合わせて表示することは可能です。なお、この機能は、令和4年度中に提供される予定です。 また、「自治会区域や民生委員区域など」と避難行動要支援者名簿の情報に基づく避難行動要支援者の住所又は居所の情報を重ね合わせるにより、「自治会区域や民生委員区域など」ごとに避難行動要支援者を抽出し、出力することは可能です。
73	避難行動要支援者名簿	GISに関する機能についての説明してください。	GISに関連する機能としては、指定領域内の住家の被害（例：全壊）を一括で登録することが可能です。また、令和4年度中に提供される予定の機能として、画面上に地図を表示し、避難行動要支援者名簿の情報に基づき避難行動要支援者の住所又は居所の情報とハザードマップの情報を重ね合わせて表示し、危険な場所に住んでいる避難行動要支援者を抽出することが可能です。
74	個別避難計画	個人情報の管理はどのようになるのでしょうか。クラウド型ということであれば、IDとPWで管理する形となるかと思いますが、職員によって権限設定などが変わるといえるのでしょうか。また、個別避難計画については地域支援者と対象者の情報を共有することも可能なのでしょうか。その場合の個人情報の管理について、平常時、災害時も含めて教えてください。	クラウド型被災者支援システムにおいては、部署や組織単位で権限設定することを想定しております。よって部署や組織ごとに利用可能なサブシステム等の利用など、当該職員の担当範囲に応じて設定することが可能です。また、利用者ごとに利用者IDとパスワードを発行致し管理することが可能となります。 また、個別避難計画については、地域の支援者など個別避難計画に係る庁外の関係者との情報共有については、下に示す災害対策基本法上の整理に基づき行うこととなります。 平常時においては、本人の同意がある場合には個別避難計画情報を提供するものとされています。ただし、条例に特別の定めがある場合には、同意がなくても提供できることとされています。 一方、防災時においては、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、同意がなくても個別避難計画情報を提供することができるとされています。 いずれの場合においても、避難支援等の実施に必要な限度で提供することとなります。 なお、個別避難計画情報をクラウド型被災者支援システムを通じて、消防や保健所などの庁外の関係者に提供する場合、自治体ごとのセキュリティポリシーに準拠することとなります。システム上の制約としては提供する自治体が提供の相手方にIDとパスワードを発行するとともに、相手方にLGWAN等の環境がありVPNソフトのインストールなどの事前準備が必要となります。詳細については、J-LISまでお問い合わせください。
75	個別避難計画	個別避難計画についてですが、対象者をハザードマップと連動させて優先順位を付けながら管理することができるというお話がありました。この辺りについてもう少し具体的にお話をうかがいたいです。例えば、平常時に、ハザードマップを使ってあらかじめ設定して管理できることはもちろん、災害時にも、現に災害が起きている地域を設定し、そこでの地域の避難行動要支援者を抽出できるのかについて聞きたいです。	「避難行動要支援者関連システム」には、今後、令和4年度途中に実装予定の機能として、ハザードマップの情報と避難行動要支援者の住所や居所の情報を重ね合わせるにより、ハザードマップ上危険な区域に住む方を抽出してリストを作成でき、合わせて、住まいの位置を地図上に表示させることができます。 災害時に、災害が起きている地域の住所で検索することにより、その地域の避難行動要支援者を抽出することができ、安否確認すべき方のリストなどとして活用いただけるものと考えています。
76	個別避難計画	今回、動画を聞いて説明があった罹災証明書の発行手続きの操作と同様に、平時における避難行動要支援者の個別避難計画の作成について説明会等を開催する予定はありますか。どんな画面でどんな操作が必要なのかを知りたいです。	クラウド型被災者支援システム全体や、個別避難計画など個別の機能についても、都道府県で開催される担当者会議などの場において機会をいただきました場合には、内閣府やJ-LISから可能な限り具体的に御説明させていただきますので、個別に御相談いただければと存じます。 「どんな画面でどんな操作が必要か」については、今後、J-LISにおいて御参考となる資料が作成される予定です。
77	個別避難計画	個別避難計画の中の間取りについては、入力方法と管理はどのように行えるのでしょうか。	災害対策基本法上、「間取り」の情報は、市町村長が必要と認める記載等する事項となります。 このような事項は、基本的には、汎用項目として入力、管理することとなります。 画像として間取りを入力や管理する機能は、令和4年度中に提供される予定であり、現在、機能設計等の準備をしているため、機能の詳細の御案内は後日となります。（後日、改めてお問合せ願います。）
78	個別避難計画	避難行動要支援者の情報および個別避難計画の情報について広域連携（市区町村間の共有）の予定はありますか。その際の必須項目があれば当該システム以外の開発の際も必要な情報となりますのでご教示願います。	ご指摘の避難行動要支援者の情報及び個別避難計画の情報について、市区町村をまたいだ広域避難を自治体において検討する場合は、市区町村間で情報を共有することは想定されます。 その際の必須項目は、国として現時点で想定するものではありませんが、本システムでは、自治体の判断で項目の名称を設定することが可能です。 また、本システム上で情報を他の市町村と共有する場合、名簿情報や個別避難計画情報の提供元となる市町村が提供の相手方にIDとパスワードを発行することとなります。 発行されたIDとパスワードに基づき、利用可能なサブシステムを当該職員の担当範囲に応じて設定することが可能です。 なお、この機能を活用するためには、提供の相手方においてはLGWAN（総合行政ネットワーク）への接続等の環境を準備いただくことが必要となります。詳細については、J-LISまでお問い合わせください。
79	個別避難計画	個別避難計画についてですが、作成は支援者と要支援者とで手書きで作成することになりますが、管理・更新に苦慮することが予想されますが、作成後のシステムへの落とし込みについては、どのような機能が搭載されるの詳細を共有していただけないでしょうか。	災害対策基本法上、個別避難計画には、名簿情報のうち、氏名、生年月日、避難支援等を必要とする事由などを記載等することとされています。これらの情報については、システム内の避難行動要支援者名簿から個別避難計画に取り込むことが可能であり、新たに手書きの情報をシステムに取り込むことは必要とはなりません。 なお、クラウド型被災者支援システムは、令和4年4月に予定されているサービス提供開始以降も順次、機能を追加することとしており、同システムの個別避難計画の機能には、避難経路や自宅の見取り図の管理機能を実装する予定としています。
80	避難所	避難所関連システムで予定しているアプリを使用する端末には制限はあるのでしょうか。（避難所にLGWANが必要でしょうか。）	各避難所で避難所アプリを用いた入退所管理を行うための利用端末は、Window OSの必要があります。庁舎内の被災者支援システムに各避難所の入退所情報等を反映させるに当たり、避難所にLG-WAN回線が無い場合でも対応できる予定ですが、具体的な方法は別途お知らせします。
81	避難所	避難所情報、避難行動要支援者情報等をGIS上に表示できますか。	避難行動要支援者の情報や避難所の位置、開設状況については、GIS上に表示できるよう開発中です。令和4年度途中に運用を開始する予定です。
82	避難所	避難所情報を生活支援に活用するため、避難所アプリの内容、取り込みデータを自治体独自の項目追加等可能ですか。	避難所の情報については、各自治体に必要な項目が異なることが想定されます。そのため、固定された項目のほか、自治体独自で名称を設定できる項目（汎用項目）を用意しており、項目追加は可能です。
83	避難所	避難所での避難者受け入れについて、各避難所施設にマイナンバーカードの取扱いが可能な端末を平時から備え付けるということでしょうか。	避難所アプリをインストール済みの端末と、マイナンバーカードの読み取り機能を持つリーダライタを、避難所開設時に用意していただく必要があります。 このため、可能であれば平時からのご準備を推奨します。
84	避難所	避難所関連システムについて、避難者名簿の氏名検索についてですが、生年月日による避難者の検索は想定していますか。	生年月日で検索可能です。
85	避難所	避難所アプリは、誰がダウンロードする想定ですか。避難所派遣員の個人端末や避難者の個人端末にダウンロードすることは想定していますか。	避難所アプリは、基本的には避難所で利用する端末等に利用市町村がダウンロードすることを想定しています。避難所派遣員や避難者の個人端末へのダウンロードは想定していません。
86	避難所	クラウド型被災者支援システムの中に避難所アプリなどの「避難所関連システム」も含まれているのでしょうか。	ご指摘どおりです。説明会の資料1「クラウド型被災者支援システムについて」のP12をご覧ください。
87	避難所	避難所情報の登録に際し、Lアラート、内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」、消防庁の安否確認システムとの連携は可能でしょうか。	Lアラートや「物資調達・輸送調整等支援システム」とのオンライン連携機能は有しておりませんが、消防庁の安否確認システムとはシステムの連携を予定しております。
88	避難所	避難所管理と衛星安否確認サービス（Q-ANPI）との連携は可能でしょうか。	衛星安否確認サービス（Q-ANPI）との連携はできませんが、消防庁の安否情報システムとの連携が可能となっています。
89	避難所	避難所アプリの具体的な仕様はどのようなのでしょうか。また、システムとは別料金になるのでしょうか。	避難所アプリの仕様は決まり次第ご連絡いたしますが、Window OS端末での利用となります。なお、アプリの料金はシステム全体の料金に含まれています。
90	罹災証明書	罹災証明関係では、調査業務が重要となることから、調査業務の機能は充実したものとなるのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムでは、電子申請・申請受付・台帳管理機能のほか、GIS機能を活用した指定領域内の住家の被害（例：全壊）の一括登録や、写真等を活用した自己判定方式（被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」である場合のみ）での申請受付・コンビニ交付が可能となっています。
91	罹災証明書	びったりサービスによるオンライン申請について、ここで想定している申請は、すでに罹災判定が出ている方の証明書発行申請のみでしょうか。被災者からの被災状況写真添付による被害認定調査の申請なども想定されているのでしょうか。	びったりサービスによる罹災証明書の電子申請については、被害認定調査を実施済みの住家のみならず、申請に基づき調査を実施する住家についても、申請受付・コンビニ交付が可能となっています。 また、写真等を活用した自己判定方式（被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」である場合のみ）での申請受付・コンビニ交付も可能となっています。

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と、内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R4.3.18）

項番	分類	ご質問	回答
92	罹災証明書	罹災証明申請について、申請者＝居住者＝固定資産税所有者であれば申請可能だと思うのですが、それ以外の申請は可能ですか。例えば、他市町在住の貸家所有者、不動産登記が死亡者のまま相続人が定まらない場合などは申請可能ですか。	災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書は、住家（現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していること）のために使用している建物）の被害の程度を証明する書面となります。 貸家所有者等の非住家については、必要に応じて、被災証明書として申請受付・交付をすることも可能となっています。
93	罹災証明書	火災の罹災証明もこのシステムの対象になるのでしょうか。また、罹災証明書のコンビニ発行の際には現場確認は必須になるのでしょうか。	火災に起因する罹災証明書の申請受付・コンビニ交付も可能です。 また、住家の被害認定調査については、現地調査が原則となりますが、被害の程度が明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」である場合については、写真等を活用した自己判定方式での申請受付・コンビニ交付も可能となっています。
94	罹災証明書	罹災証明書の申請について、市町村によって申請に必要な項目が異なる場合が考えられますが、市町村ごとに必要項目の編集は可能でしょうか。また、委任状があれば代理人申請の場合はびったりサービスではなく窓口や郵送による申請を想定しているということでしょうか。	びったりサービスの利用に当たっては、市区町村ごとに紙様式を読み込んで申請様式を作成できますが、罹災証明書の電子申請については、デジタル庁と連携して、標準的な様式をプリセットしていますので、独自に申請様式を作成することなく、電子申請サービスを開始することが可能となっています。 また、代理人申請の場合については、お見込みのとおり窓口や郵送による申請を想定しております。
95	罹災証明書	市原市では罹災証明発行時に家屋データに紐づけておりますが、本システムには固定資産税の家屋データの取り込みは可能なのでしょうか。	家屋情報等については、CSVファイルを使用してデータを手動にて一括登録することが可能です。本システムでも被災住家等のデータを管理する台帳を有しており、罹災証明書のデータとの紐づけが可能です。
96	罹災証明書	マイナポータルでの罹災証明申請のところで説明があった一部損壊のみに対しての写真判定はどのような仕様を予定しているのでしょうか。	びったりサービスにおける自己判定方式での罹災証明電子申請については、申請項目に自己判定方式での調査に係る同意欄（①申請に当たり、写真等が必要であること、②写真等による確認をもって現地調査に代えること、③交付できる罹災証明書は、住家の被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する場合のみであること）を追加する想定です。 同意欄にチェックがある申請情報については、被災者支援システムの「自己判定」欄にチェックが付きますので、そちらを目印に判別することができます。なお、申請時に添付された写真については、申請者ごとにシステムに保存されます。
97	罹災証明書	コンビニ等で発行した罹災証明書に不服がある場合、2次調査申請や発行した罹災証明書はどのように扱うのでしょうか。	第2次調査等の再調査依頼については、詳細に内容を確認する必要があるため、対面でのやりとりが主になると想定しています。被災者支援システムでは、再調査に係る受付状況等を管理することが可能です。
98	罹災証明書	このシステムを導入した場合、マイナポータル以外の罹災証明書の申請は可能でしょうか。	本システムでは、マイナンバーカードを活用することにより、電子申請及びコンビニ交付が可能となっているため、びったりサービスの導入を前提としております。 なお、窓口申請の場合は、被災者支援システムへの直接入力にて登録することが可能です。
99	罹災証明書	罹災証明書の様式については、クラウド型のシステムを導入した自治体はすべて統一された形になるのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムにおける罹災証明書の様式については、内閣府において提示している統一様式（※）を基に作成しています。 ※「罹災証明書の様式の統一化について」（令和2年3月30日付け府政防第737号内閣府政策統括官（防災担当）） 統一様式の追加記載事項欄①～③相当箇所については、自治体の意見も伺いながら標準的な項目を作成しており、各項目について、罹災証明書への表示・非表示の設定が可能です。
100	罹災証明書	被災住家の位置情報は、入力された所在地のみからの把握でしょうか。熊本地震の際、一筆上に複数の家屋があり、被害認定調査や公費解体で家屋の特定に苦労しました。申請時に申請者が被災住家をGIS上にプロットできる機能は可能でしょうか。	ご質問のような機能は有しておりませんが、GIS機能を活用して、指定領域内の住家の被害（例：全壊）を一括で登録することが可能です。
101	罹災証明書	罹災証明書の受理等は、メールの登録がない場合は、SMSでの配信はあるのでしょうか。	SMS配信機能は有しておりませんので、申請時にメール登録がない場合、必要に応じて電話等にてご連絡いただく運用となります。
102	罹災証明書	被害認定調査の結果がすでにシステムの入力されている場合に、住基ネットとリンクする意味がないと考えますが、マイナンバーカードで本人の確認ができるのに、申請の内容をいちいち職員が確認しなければならないのですか。	罹災証明書は、住家の被害の程度を証明する書面であるため、住登外者（例：1人暮らしの学生等）が発行対象者となることも想定されます。その場合、マイナンバーカードに搭載されている住所情報と実際の住所が異なり、被災者支援システムに保管されている住民情報との突合ができないため、住登外者として申請を受け付けるかについて、ご確認いただく必要があります。
103	罹災証明書	被害認定調査結果の入力は、タブレットなどと連動させ、現地から入力することはできますか。	ご質問の機能は有しておりませんが、GIS機能を活用して、指定領域内の住家の被害（例：全壊）を一括で登録することが可能です。
104	罹災証明書	被災家屋の調査は現地調査が必要だと思いますが、他の自治体からリモート受援とは、具体的にどのような運用をお考えですか。	他自治体からのリモート受援については、例えば、申請管理機能での申請の受理・不受理の判別作業や、住家の被害認定調査結果の入力作業のほか、住家被害に遭った被災者に対する支援の状況把握・確認など、遠隔地でも対応可能な作業を割り振る等の運用が考えられます。
105	被災者支援手続	被災者生活再建支援金について、このシステム導入により直接センターへ被災者が申請できると解釈してよろしいでしょうか。また、被災者が直接都道府県センターへ申請した際に、その支給不支給結果などは、センターがシステムへ反映してくれるのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムについては、導入市区町村単位でのご利用となるため、都道府県センターの操作権限やシステム的な連携機能は有しておりません。 本システムでは、①びったりサービスから受領した被災者生活再建支援金に係る申請情報を受付・管理すること、②市区町村から都道府県センター（又は都道府県）に送付するための申請データ一式（申請書及び添付書類等）をシステムからダウンロードすることが可能となっています。
106	データ連携	現在、被災者台帳作成等について既にシステムを導入している場合は、どうしたらよいのですか。	既存の特定事務に関するシステムに加え、本システムを導入した場合、本システムとのデータ連携により、罹災証明書等の電子申請やコンビニ交付が可能となります。また、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成支援機能もありますので、その機能だけ利用することも可能となります。 現在導入されているシステムに、平時の避難行動要支援名簿の作成機能や、災害時の避難者名簿作成機能、これら名簿情報を活用した被災者台帳管理機能、また、マイナポータルでの罹災証明書や被災者生活支援金等の電子申請手続き、罹災証明書等のコンビニ発行等の機能が不足している場合には、ぜひ併用をご検討ください。 なお、一部機能のみを使う場合も、システム全体を利用する場合と料金は同じです。
107	データ連携	既存の被災者支援システムとの連携は可能なのですか。	既存の被災者支援システムの仕様等によりませんが、クラウド型被災者支援システムとデータ連携させることが可能です。
108	データ連携	既に他社の被災者支援システムを導入していますが、併用または入れ替え等、どのような運用が望ましいでしょうか。また、連携をする場合はどのようなイメージでしょうか。	現在導入されているシステムに、平時の避難行動要支援名簿の作成機能や、災害時の避難者名簿作成機能、これら名簿情報を活用した被災者台帳管理機能、また、マイナポータルでの罹災証明書等の交付や被災者生活支援金等の電子申請手続き、罹災証明書等のコンビニ発行等の機能が不足している場合には、ぜひ併用をご検討ください。
109	データ連携	例えばびったりサービスからの申請を他社システムの被災者台帳に取り込むことができるかなど、びったりサービスからの申請者情報と他社システムへのデータ連携は可能なのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムがびったりサービスから受領した申請情報を、他社システムへ提供できるよう、データ出力機能を有しています。なお、実際にデータを連携するためには、他社システム側で当該出力データを取り込む必要があります。
110	データ連携	住家の被害認定調査結果のデータ取り込みはどのような方法（csv入力or直接入力など）で行うのでしょうか。	住家の被害認定調査結果については、被災者支援システムの被災住家等台帳に対象者を検索し、該当する調査回数の欄（第1回調査、第2回調査等）に必要な事項を入力する流れとなります。 なお、全壊等被害の程度が明確な地域については、GIS機能を活用して、指定領域内の住家の被害を一括で登録することも可能です。
111	データ連携	避難所の管理についてはLアラートと連動させることは可能なのでしょうか。	Lアラートとの連動はありません。
112	データ連携	既存のJ-LIS製の被災者支援システムを導入済みですが、クラウド型被災者支援システムには無い機能（仮設住宅管理や犠牲者遺族管理、倒壊家屋管理など）があるようにお見受けしましたが、これらの機能は「クラウド型被災者支援システム」で同様の機能はあるのでしょうか。機能を有していない場合、今後これらの機能も搭載する計画はあるのでしょうか。	仮設受託管理、犠牲者遺族管理、倒壊家屋管理などはクラウド型被災者支援システムには装備いたしません。今後の搭載予定についても現時点で決まっています。
113	データ連携	住登外者の住民情報についてはどのように取り込まれる仕様なのでしょうか。	住登外者については、 ・電子申請の場合は、申請管理機能における台帳情報との突合作業時において、メッセージでお知らせしますので、取り込みの可否を選択いただくこととなります。 ・窓口申請の場合は、被災者支援システムへの直接入力にて登録することが可能です。
114	データ連携	避難所、避難者情報は、市町村等が様々なシステム（物資調達システムや総合防災情報システム（Lアラート）、安否情報システム等）で入力を要しますが、本システムから他システムへ連携させたい場合はCSV出力することとなるのでしょうか。今後、自動連携される見込み等はあるのでしょうか。	ご指摘どおり、本システムから他システムへ連携する場合は、CSV出力でのデータのやり取りを想定しています。 クラウド型被災者支援システムについては、導入市区町村単位でのご利用となり、国・都道府県による集計等はできないため、各種被害報告については、現時点では引き続き、ご協力いただければと考えております。本システムへ入力した避難所の開設状況の情報を、内閣府への報告に充てられるように開発することについては、今後の課題と考えています。
115	データ連携	避難行動要支援者関連システムについて、ハザードマップ情報取り込みの具体的な手順、データ形式等はどのようになりますか。	クラウド型被災者支援システムにおいて、ハザードマップ情報を取り込む際には、「.shp」等のシェープファイルを取り込むこととなります。 なお、この機能は、令和4年度中に提供される予定です。現在、機能設計等の準備をしているため、機能の詳細の御案内は後日となります。

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と、内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R4.3.18）

項番	分類	ご質問	回答
116	データ連携	災害時にJアラート、都道府県の災害システム等、同様の内容を入力するもの（避難所情報等）が多いのですが、本システムで入力で完結するような連携はありますでしょうか。実際に災害が発生しても、様々なシステムを活用するのが課題となっており、更にシステムが増えることが不安に感じます。	クラウド型被災者支援システムについては、導入市区町村単位でのご利用となり、国・都道府県による集計等はできないため、各種被害報告については、現時点では引き続き、ご協力いただければと考えております。本システムへ入力した避難所の開設状況の情報を、内閣府への報告に充てられるように開発することについては、今後の課題と考えています。
117	データ連携	避難所の管理システムについて、すでに導入済みの他社の避難所管理システムとの連携にあっては、CSVではなく自動連携は可能でしょうか。	自動連携の実現には、双方のシステムでの自動連携機能の搭載が必要であり、リリース時点では自動連携はできず、CSVでの手動連携となります。
118	データ連携	ぴったりサービスから申請管理機能へのデータ連携は自動という認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。ぴったりサービス及びクラウド型被災者支援システム申請管理機能それぞれにおいて、必要な初期設定（受付対象とする手続の登録等）を行っていただくことにより、利用可能となります。
119	マイナンバー	特定個人情報保護評価(PIA)は、各自治体で実施する必要がありますか。	各自治体において、特定個人情報保護評価(PIA)を実施していただく必要があります。
120	マイナンバー	マイナンバーは必須でしょうか。必須でない場合、制限される機能はあるか。住基情報と課税・福祉のデータ等の紐づけは、どのようになりますか。宛名番号を利用するのでしょうか。	マイナンバーの活用は必ずしも必須ではありませんが、本システムでは、住民基本台帳のバックアップデータ等より、被災者台帳にマイナンバーを取り込むことを想定しています。 被災者台帳は、被災者ごとに個人情報を記載・記録するものであるため、その作成等にマイナンバーを利用すれば、被災者が当該市町村の住民である場合はもちろんのこと、他の市町村の住民である場合でも、その個人情報が同一人の情報であることの確認を容易かつ確実に行うことが出来ます。 具体的には、被災者支援システムの活用にあたり、マイナンバーについては、①マイナンバーカードを活用した入退所管理を行う場合には利用することが必要となり、②被災者支援システムのデータを他のシステムに活用する際には、紐づける際のキー情報として利用できます。 なお、庁内のシステム間連携（住基情報と課税・福祉のデータ等）には、宛名番号を利用する仕様となっております。また、マイナンバーを使わない場合でも他の方法を使うことにより基本的に全ての機能を利用することが出来ます。
121	マイナンバー	被災者台帳業務でマイナンバーを使う場合、法制度や条例の必要性について教えてください。	マイナンバーの利用に関しては、被災者台帳の作成に関する事務に利用することができます。ただし、番号法に記載していない事務等についてマイナンバーを使用する場合には、条例上の定めが必要となります。条例制定が必要な事務や実際に制定する条例の例については、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」（平成29年3月 内閣府《防災担当》）（p.19～47）をご参照下さい。
122	マイナンバーカード	避難所の入退所管理にマイナンバーカードを利用する場合の制限事項等について、法制度や条例の対応の必要性について教えてください。	避難所の入退所管理について、マイナンバーカードを使用する場合には、条例上の定めが必要となります。
123	マイナンバーカード	マイナンバーカードの有無で、システムを二重管理することになるのではと懸念しておりますが、説明会の資料1「クラウド型被災者支援システムについて」のP20で「カードがなくてもできます」とありましたので、このシステムは、持たない方やマイナンバーの確認ができない方も含め、一元管理できるシステムだとの理解で合ってますでしょうか。	お見込みのとおり、被災者台帳や避難所名簿、避難行動要支援者名簿、個別避難計画など、いずれもマイナンバーカードの有無によらず一元的に登録管理が可能です。ただし、マイナポータル経由での罹災証明書等の申請管理機能や、コンビニでの罹災証明書等の交付機能などは、マイナンバーカード所有者のみが利用可能となります。
124	マイナンバーカード	災害時においてマイナンバーカード取得済者が避難所へ避難した際、マイナンバーカードを持って避難したかどうか調査したことはありますか。	マイナンバーカードを持って避難する場合の事例は承知しておりません。
125	マイナンバーカード	避難所の入退所などの管理をカードリーダーでマイナンバーカードを利用するとありましたが、その対応は自治体職員を想定しているのでしょうか。（少人数の自治体では対応が難しいです。）	他自治体の応援職員や避難所運営の委託業者は、災害対策基本法第67条第2項に規定する市町村長等の指揮の下に行動するものであると考えられますので、避難所の入退所に係る避難所アプリを利用することは可能と考えています。 また、自主防災組織やボランティアについては、市町村が定める避難所運営マニュアルや避難所運営協議会名簿、規約等の中で、避難所運営に関わる者として位置付けるなどして、市町村長指揮の下に行動していただくものと自治体が位置付けていれば、避難所入退所に係る避難所アプリを利用することは可能と考えています。 <参考> 災害対策基本法 第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。
126	その他	既存の福祉システムとの連携はどうなりますか。	既存の福祉システムとクラウド型被災者支援システムとの連携については、データをCSV形式にすることにより連携することができます。 クラウド型被災者支援システムはAPPLIC（一般財団法人 全国地域情報化推進協会）の標準仕様に準拠しているため、自治体で使用している福祉システムが、APPLICの標準仕様に準拠しているのであれば、CSV形式のデータの作成にあたり特段の対応は不要です。APPLICの標準仕様に準拠していないシステムを使用している場合は、クラウド型被災者支援システムに取り込む際に、CSV形式のデータの作成にあたり、データの並び順等をクラウド型被災者支援システムの仕様に合わせていただく必要があります。
127	その他	当システムと物資調達・輸送調整等支援システムや消防庁管轄の安否情報システム、県が運用している被害情報を集約するシステムなど、様々なシステムがありますが、それぞれのシステムで情報の集約する内容が重複するものがあるのですが、他システムと連携は可能なのでしょうか。	避難所管理システムに安否情報を入力する項目があり、CSV形式のデータにすることより消防庁の安否情報システムと連携することが可能です。 物資調達・輸送調整等支援システム等とは直接的に連携していませんが、避難所ごとの人数や要支援者の人数が分かるシステムとなっています。
128	その他	本システムは、警察や消防、地域の防災協力組織との連携・情報共有に資する機能はありますか	災害対策基本法上は、警察や消防、地域の防災協力組織などの避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に名簿情報や個別避難計画情報を提供するものとされています。 LGWAN（総合行政ネットワーク）等の環境を有する避難支援等関係者に対しては、クラウド型被災者支援システムを通じて情報共有や連携を行うことが可能です。 また、クラウド型被災者支援システムにおいては、避難行動要支援者名簿の情報や、個別避難計画の情報に係る外部提供の同意の有無、提供先を検索語として検索することにより、提供先に必要な情報を抽出することができます。 さらに、抽出された情報は、CSV等のファイルや紙媒体に出力ができます。これらの出力されたものを用いて警察や消防、地域の防災協力組織と情報共有を行っていただけます。
129	その他	整備費の事業費は令和4年度の当初で計上しなければならないのか。	クラウド型被災者支援システムについては、令和4年度の途中から利用することも可能ですので、補正等での計上もご検討ください。
130	その他	BCLの案内は今回がはじめてでしょうか	BCLについては、昨年11月4日にJ-LISから事務連絡を都道府県を通じてお送りしています。
131	その他	後日質問したい場合は、送付先は内閣府様宛、機構様宛それぞれ送付が必要でしょうか。	問い合わせ先に迷う場合は、同報ください。
132	その他	既存のJ-LIS製の被災者支援システムを導入済みですが、この場合オンライン申請を行えるようにするにはクラウド型被災者支援システムに移行しなければならないのでしょうか。	既存のJ-LISの被災者支援システムでは電子申請を管理する機能はありません。クラウド型被災者支援システムとのデータ連携によりご利用いただくことは可能です。
133	その他	将来的に強化地域計画のような未導入自治体の公表等は、お考えでしょうか。	クラウド型被災者支援システムについては、被災者支援関連システムを未導入自治体の導入を促進するものではありませんが、現時点で未導入の自治体の公表は考えておりません。しかしながら今後の被災者支援の充実のため積極的な検討をお願いします。
134	その他	避難行動要支援者名簿作成のデモ動画等あれば見せてもらえないでしょうか。	クラウド型被災者支援システムにおいては、避難行動要支援者名簿等に係る操作体験が可能なデモンストレーション機能を実装し、これを利用した出前講座、また、出前講座に基づくシステムを活用した業務の効率化事例を整理した資料を作成する予定としています。 なお、この機能等は、令和4年度中に提供される予定です。現在、機能設計等の準備をしているため、機能の詳細の御案内は後日となります。
135	その他	被災者支援に必要な被災者の配慮事項を自治体間で情報共有できるシステムとはならないか。	クラウド型被災者支援システムを導入している自治体であれば、当該自治体のアカウント等を他自治体の職員と共有すれば、被災者の情報の共有をすることができます。